

令和 6 年度実施分

鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用  
公益活動支援事業補助金

# 募集要項

募集期間:令和 6 年 3 月 1 日~令和 6 年 4 月 30 日

鹿沼市 市民部 協働のまちづくり課

《問い合わせ》

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

TEL:0289-63-2241

FAX:0289-60-1001

MAIL:kyoudou@city.kanuma.lg.jp

【注】この募集要項は、必要に応じて改定される場合がありますので、最新のものを市ホームページでご確認ください。

## 【注意】

○本補助金は通常の補助金と異なり、ふるさと納税の一種であるふるさと納税型クラウドファンディングによって調達された資金が原資となります。補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。その場合、当初の予定よりも多くの自己資金を投入して事業を行っていただく可能性もあります。

○本補助金は、ふるさと納税型クラウドファンディングで資金調達を行った後、寄附額を確定してから補助期間開始となりますので、補助期間は半年程度となります。

～本補助金の活用をお考えの団体は、上記の注意点を御理解のうえ申請してください。～

## 《目次》

- 1 補助の目的
- 2 対象となる事業者
- 3 対象となる事業
- 4 対象経費・補助額
- 5 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い
- 6 スケジュール
- 7 申請の手続き
- 8 審査方法
- 9 寄附募集の実施
- 10 補助金の交付
- 11 補助金の返還
- 12 その他

## 1 補助の目的

---

市では、第8次鹿沼市総合計画において「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」を目指すまちの姿とし、多様な主体による協働・共創のまちづくりを推進しています。

「鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金」は、公益に資する活動を行う団体を支援することで協働・共創のまちづくりが進むことを目的に、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、本市が寄附の受け入れ先となり、公益活動団体(以下「団体」という。)の行う公益的な活動の経費の一部を補助します。

## 2 対象となる事業者

---

次のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 所得税法施行令に掲げる特定公益増進法人
- (2) 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- (3) 法人税法に規定する非営利型法人

かつ、以下の条件をすべて満たす団体とします。

- ア 事業を直接実施する団体
- イ 市内に住所を有する団体
- ウ 市税を滞納していない団体
- エ 申請する事業について、国、市、その他地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと
- オ 市内でおおむね1年以上の継続的な活動が行われている団体
- カ 寄附による補助額が目標額に達しない場合でも事業を実施できる団体
- キ 法令違反及び公序良俗に反する活動をしていない団体
- ク 鹿沼市暴力団排除条例に規定する暴力団でない団体、及び暴力団員や暴力団員等が役員でない団体、並びに暴力団と密接な関係がない団体
- ケ その他鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領に規定された団体

## 3 対象となる事業

---

次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附金の目標額が100万円以上の事業
- (2) 第8次鹿沼市総合計画に掲げる施策に沿い、行政課題の解決に効果が見込まれ、かつ公益性の高い事業
- (3) 主として本市内において実施され、補助を受けようとする団体の定款に位置付けられている事業
- (4) 特定公益増進法人の定款に公益目的事業及びそれ以外の事業が混在している場合は、公益目的事業に位置付けられている事業
- (5) 特定非営利活動法人の定款に特定非営利活動事業とそれ以外の事業が混在している場合は、特定非営利活動事業に位置付けられている事業

- (6)非営利型法人において収益事業がある場合は、収益事業でない事業
- (7)その他鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領に規定された事業

#### 4 対象経費・補助額

(1)対象経費は次のとおりとします。

- ア 補助事業の実施に必要な経費
- イ 主として市内において実施する事業に必要な経費
- ウ 申請のあった日の属する事業年度内に、団体からの支出が完了する経費
- エ その他市長が必要と認める経費

なお、次のいずれかに該当するものは対象外経費とします。

- ア 家賃や光熱水等の団体管理運営に関する経費
- イ 団体の構成員に支払われる経費
- ウ そのほか、市長が対象経費として不相当であると認める経費

(2)補助額の上限は、寄附金額の総額から寄附受入に関する事務経費相当額(寄附金額の総額の12パーセント)を差し引いた金額とします。

#### 5 寄附金額が目標金額に達しない場合の取扱い

寄附金額が目標金額に達しない場合であっても、次のいずれかの方法で事業を実施しなければなりません。

- (1)目標金額に対する不足分を自己資金等により補填し、実施する方法
- (2)集まった寄附金額に応じて、実施する事業の内容の規模等を変更し、実施する方法  
 ※この場合、変更後の事業規模は20万円を下限とし、補助金額が20万円未満の場合でも、自己資金等により補填し、実施しなければなりません

#### 6 スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

時 期	内 容
令和6年3月1日(金)	・交付対象認定申請の受付開始
4月30日(火)17時	・申請期限(受付終了)
令和6年5月	・認定審査
令和6年6月上旬	・審査結果通知
令和6年6月下旬	・サイト公開データの提出
令和6年7月中旬～9月中旬	・寄附の募集
令和6年9月下旬	・補助額の決定、補助金交付申請
令和6年10月～	・補助事業期間開始
	※必要に応じ補助金の概算払い
～令和7年3月	・実績報告の提出

## 7 申請手続き

---

交付対象の認定を受けるためには、次の書類を協働のまちづくり課窓口に提出してください。やむを得ず郵送する場合は事前に協働のまちづくり課まで電話連絡することとし、受付期間内必着とします。

- (1) 交付対象認定申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要書(様式第2号)
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 事業収支予算書(様式第4号)
- (5) 前年度事業報告書・決算書
- (6) 定款
- (7) 活動の状況が分かる書類
- (8) そのほか、団体の活動について参考となる書類

## 8 審査方法

---

提出のあった申請書類を確認し、外部有識者による審査を経て決定します。なお、審査では申請団体によるプレゼン及び質疑応答を予定しています。

≪審査基準≫

- ① 団体の目的や活動内容は公益の増進に寄与するものであると認められるか
- ② 事業の実施が十分に可能な組織体制であるか
- ③ これまでの活動実績は、補助事業の適切な実施が可能であると判断できるものか
- ④ 地域課題は具体的なニーズに基づくものか
- ⑤ 事業目的は行政課題と整合がとれているか
- ⑥ 幅広い市民に貢献するよう計画されているか
- ⑦ 計画性の高い計画であるか
- ⑧ 予算計画及び事業計画は適切か
- ⑨ 実施体制は適切か
- ⑩ 事業実施により見込まれる効果の設定は適切か
- ⑪ 寄付金額が目標に届かない場合も一定の効果が見込まれるか
- ⑫ 費用対効果は妥当性があるか
- ⑬ 今後の発展性が見込める計画となっているか

## 9 寄附募集の実施

---

審査で認定された団体は、ふるさと納税型クラウドファンディングで寄附を募集するため、ポータルサイトに掲載する原稿を作成し、協働のまちづくり課まで提出してください。

市とポータルサイトの運営事業者との協議を経て、ポータルサイトに掲載し、寄附の募集を開始します。

掲載開始から9月中旬までを募集期間として予定しています。募集期間の途中であっても、目標金額を達成した時点で募集を終了し寄附金額を確定します。

## 10 補助金の交付

---

### (1)交付申請

寄附金額が確定したのち、次の書類を協働のまちづくり課まで提出してください。

- ア 補助金等交付申請書(様式第7号)
- イ 補助事業等実施計画書(様式第8号)
- ウ 補助事業等収支内訳書(様式第9号)
- エ そのほか、市長が必要と認める書類

### (2)交付

申請書類の内容を審査した結果、交付決定となった場合、補助金を交付します。補助金の概算払いを希望する場合、補助金等交付概算払請求書(様式第15号)を提出することで概算払いを受けることができます。

## 11 補助金の返還

---

認定を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金を返還いただきます。なお、返還金はかぬま・あわの振興基金に積み立て、市の事業に活用いたします。

- (1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2)補助金を他の用途に使用したとき
- (3)対象団体や対象事業の要件を満たさなくなったとき
- (4)補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき

## 12 その他

---

### (1)事業内容の情報発信

補助事業に認定されたとしても、申請金額の全額が補助されるとは限りません。より多くの寄附金を募るため、認定を受けた団体は、事業の実施内容について、対外的な情報発信を積極的に行ってください。

### (2)その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は鹿沼市ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業補助金交付要領が別にこれを定めます。